



家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地
電話 01634-2-2106
FAX 01634-2-4340

《 もくじ 》

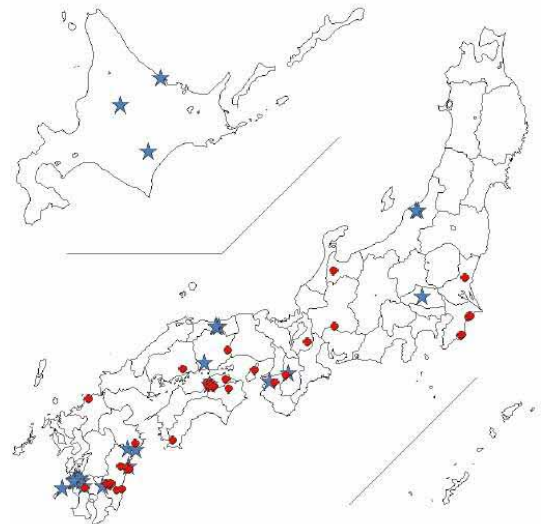
- 高病原性鳥インフルエンザについて ……1
- 令和2年次 監視伝染病発生状況 ……4
- 海外悪性伝染病について ……2
- 令和2年度 宗谷家畜防疫体制確立
連携事業に係る防疫演習について ……5
- 飼養衛生管理者制度と
飼養衛生管理基準の改正について ……3
- 令和2年度 家畜保健衛生所
業績発表会について ……5
- 定期報告の提出について ……3
- 生乳の抗菌性物質残留事故について ……6
- 令和2年度 家畜伝染病予防法第5条
に基づく検査実績 ……4
- 職員体制と緊急連絡先 ……6



高病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月5日、香川県にて日本では約3年ぶりとなる家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。令和3年2月2日時点で、**17県41事例(63農場・1食鳥処理場)**の発生を確認しており、**約708万羽**が処分される等の被害を及ぼしています。

また、北海道紋別市及び帯広市その他、日本全国において、死亡野鳥や野鳥糞便等からもウイルスが検出されており、**本病の発生リスクが非常に高い状況にあります。**



令和3年2月2日時点での
国内発生状況（農水HPより）
● 家きん
★ 野鳥

今一度、以下のことに注意して農場の設備・消毒体制の点検をお願いします

① 野生動物の侵入対策

- ・破損した鶏舎の壁や屋根の修繕
- ・野生動物が侵入出来そうな隙間へのネット等の設置

② 消石灰散布による消毒

- ・農場の出入口：車輛の消毒
- ・鶏舎周囲：環境の消毒及びネズミ等の侵入対策

③ 鶏舎に出入りする人の対策

- ・長靴の消毒及び鶏舎専用長靴に履き替え
- ・手指の消毒

異常家きんを見つけたら速やかに家畜保健衛生所へ通報を！



海外悪性伝染病について



口蹄疫侵入防止について

平成22年の発生以降、国内における口蹄疫の発生はありませんが、令和2年5月には中国で発生するなど近隣諸国においては発生が継続しています。

家畜飼養者及び関係者の皆様は、引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守**と**特定症状の早期発見・通報の徹底**をお願いします。



泡沫性のよだれ



口腔:破れた水ぶくれ



蹄:破れた水ぶくれ



乳頭:水ぶくれ

(写真提供:宮崎県)

*口蹄疫ウイルスはアルカリ (pH9 以上) または酸 (pH6 以下) で失活するため、アルカリ性の**消石灰**または、酸性の**複合塩素系消毒薬**等が有効です。

なお、アルカリと酸を混ぜると消毒効果が無くなってしまいますのでご注意ください。

豚熱の国内発生について

豚熱は平成30年に国内で発生して以降、11県において発生が認められています。

最近では、令和2年12月25日に山形県、同年12月29日に三重県、令和3年1月26日に和歌山県で発生が確認されており、道内へのウイルス侵入リスクは依然として高くなっています。

飼養衛生管理の徹底とともに、次の「**特定症状**」を発見した場合には、**ただちに家畜保健衛生所に通報**をお願いします。

豚熱の特定症状

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 同じ畜房内で次の症状を示す豚・イノシシが増加
 - ① 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎 (目やに)
 - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良 (ひね豚)
 - ⑥ 流産・死産等の異常産の発生
 - ⑦ 血液凝固不全による皮下出血、皮膚紅斑、天然孔から出血、血便
- 同じ畜舎内で複数の繁殖豚や肥育豚が突然死亡する



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

写真提供:岐阜県 (農水省HPより)



飼養衛生管理者制度と 飼養衛生管理基準の改正について



「飼養衛生管理者制度」がはじまりました。

令和2年7月1日から、全ての家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに「**飼養衛生管理者**」を選任することが義務付けられました。

- 飼養衛生管理者とは、衛生管理区域内における**飼養衛生管理の責任者**です。
- 衛生管理区域ごとに**1名選任**する必要があります。
(特別な資格は要りません。所有者自らが飼養衛生管理者となることができます)
- 飼養衛生管理者は、次の業務を担います。
 - ・ **衛生管理区域に出入りする者の管理** (立入制限や入場記録、飼養衛生管理基準の周知)
 - ・ **従業員に対する飼養衛生管理基準の教育と訓練**
- 令和3年2月の**定期報告書に飼養衛生管理者の氏名等を記載**してください。

飼養衛生管理基準が改正されました。

家畜の伝染病を予防するためには、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要です。令和2年6月30日付けで、所有者がその家畜の飼養に関して最低限守るべき衛生管理の基準(飼養衛生管理基準)が改正されました。

飼養衛生管理基準(牛・めん羊・山羊、等)のおもな改正点

- 衛生管理状況を定期的に自己点検する
- ネズミや害虫の定期的な駆除
- 飼養衛生管理マニュアルの作成
- 農場内の整理・整頓
- 衛生管理区域の出入口に消毒設備を設置
- 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用
- 衛生管理区域で犬や猫などの愛玩動物を飼養しない・・・等

詳細は農林水産省ホームページに掲載されています。飼養衛生管理基準は家畜の種類ごとに異なりますので、ご自身の飼養する家畜の飼養衛生管理基準をご確認ください。

【農林水産省】 飼養衛生管理基準のページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html



定期報告の提出について



家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。

なお、飼養衛生管理基準の改正に伴い、報告様式も変更しましたのでご注意ください。

【対象家畜・報告期日】

- 家畜
(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、
山羊、豚、いのしし)
.....**令和3年4月15日**
- 家さん
(鶏、あひる、うずら、きじ、
だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)
.....**令和3年6月15日**

【報告内容】

- 定期報告書、自己点検表 → **毎年報告**
 - ・ 農場の基本情報
 - ・ 飼養している家畜の種類、頭羽数
- 添付書類、飼養衛生管理マニュアルで定める手順書
→ **令和4年以降は変更があった場合のみ報告**
 - ・ 農場平面図、飼養衛生管理マニュアル、衛生管理区域、埋却地等の情報



令和2年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実績



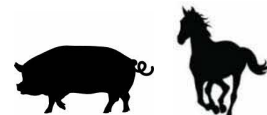
令和2年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を次のとおり実施しました。
 該当市町村の飼養者並びに関係機関の皆様には、円滑な検査の実施について御協力
 いただき、ありがとうございました。

検査の種類	対象家畜	市町村	実施時期	検査頭羽数	検査結果
牛のヨーネ病	種雄牛*1	稚内市 猿払村 枝幸町	6~7月	4戸 7頭	全頭陰性
	乳用牛*2 肉用牛*3	稚内市	9~11月	114戸 7,874頭	6戸8頭 陽性
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛*4	管内一円	通年	730頭	全頭陰性
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ (強化モニタリング)	家さん	稚内市	11月	1戸 10羽	全羽陰性
腐蛆病	蜜蜂	管内一円	8月	8戸 1,433群	全群陰性

*1. 種付けの用に供する雄牛 *2. 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛 *3. 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛
 *4. 通常の死亡牛(96か月齢以上)、起立不能牛(48か月齢以上)、特定臨床症状牛(全月齢)



令和2年次 監視伝染病発生状況



家畜伝染病	畜種	病名	北海道内		宗谷管内	
			戸数	頭群数	戸数	頭群数
家畜伝染病	牛	ヨーネ病	197	722	14	28
	届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢粘膜病(真症)	73	168	4
牛ウイルス性下痢粘膜病(疑症)			2	15	1	3
牛伝染性リンパ腫(真症)			300	744	32	33
牛伝染性リンパ腫(疑症)			1	1		
牛丘疹性口炎			2	22		
破傷風			4	5		
破傷風(疑症)			2	2		
気腫			1	1		
気腫疽(疑症)			2	2		
伝染性鼻気管炎			2	4		
サルモネラ症			65	227	1	5
サルモネラ症(疑症)			1	3		
ネオスポラ症			3	3		
悪性カタル熱			1	1		
馬	破傷風	1	1			
	馬鼻肺炎	18	29			
豚	サルモネラ症	3	3			
	豚丹毒	9	91			
山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎	2	4			
蜜蜂	バロア病	23	591			
	アカリシダニ症	1	1			
	チョーク病	35	601			
犬	レプトスピラ症(疑症)	1	1			

(2020年1月~12月末までの集計)



令和2年度 宗谷家畜防疫体制 確立連携事業に係る防疫演習について

令和2年7月30日（木）、JA北宗谷沼川支所において、口蹄疫等の発生を想定した畜舎消毒演習を実施しました。当日は、福栄産業株式会社、日本全薬工業株式会社のご協力のもと、煙霧消毒器の操作や消毒方法等について実演して頂きました。

また、令和2年10月15日（木）には、稚内市沼川みのり公園において、実際と同様の埋却溝の掘削と消石灰の散布、物品の埋却演習を実施しました。

国内では高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が続いているほか、海外では口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生が継続しており、いつ道内に侵入してもおかしくない状況が続いています。

家畜伝染病の発生予防のため、日頃から飼養衛生管理の徹底が重要であることはもちろん、万一発生した場合に備えた定期的な訓練が必要です。

今後とも、関係機関のご協力を頂きながら、机上演習・実地演習を含めた定期的な開催を予定しておりますので、積極的な参加をお願いします。



煙霧消毒器による実演



埋却溝への消石灰散布



令和2年度 家畜保健衛生業績発表会について

全道の家畜保健衛生所による日頃の企画運営、病性鑑定知見の情報交換の場として、令和2年10月22日、標記発表会が開催されました。

各家保から計20題の発表があり、当所からは、下記の演題内容について発表しました。

◎サルモネラ発生酪農場で分離した *Salmonella* (4:-:1,2) の性状解析について

発表者：予防課 津坂 獣医師

国内の家畜から初めてサルモネラ血清型4:-:1,2を分離したため、その性状解析を実施。分離した4:-:1,2は、届出伝染病に指定されている *Salmonella* Typhimurium (ST) の変異株であり、多くの抗菌剤に耐性を持つファージ型DT104と近縁の株であることが確認された。本血清型は、ST同様の強い病原性と多剤耐性が認められたことから、今後も発生動向を注視すべきである。

本発表は、講評にて高い評価をいただき、北海道・東北ブロック家畜保健衛生所業績発表会の**本道代表に選出**されました。





生乳の抗菌性物質残留事故について

今年度の宗谷管内における生乳の抗菌性物質残留事故は、12月末現在で発生件数が2件と昨年同期（11件）と比べ大幅に減少しました。今後も引き続き安心・安全な生乳の生産・流通のため、残留防止対策の徹底をお願いします。

残留防止対策の留意事項

- マーキングは、良く見える場所へはっきりと2カ所以上行いましょう！
搾乳時に視線がいく場所へマーキング！
- 投薬した場合は、記録を残し、作業員全員で情報を共有しましょう！
- 搾乳前に投薬記録とマーキングを必ず確認しましょう！
見間違いを防ぐため、搾乳直前にマーキングを再確認！
- 抗生物質の検査キット等による「**生乳出荷前の自主検査**」の導入を検討しましょう！

【主な残留原因（令和元年4月～令和2年12月）】

項目	延件数	詳細
マーキングの失宜	5	未実施、マーキングの外れ、マーカー不鮮明等
マーキングの見落とし及び見間違い	12	誤搾乳、誤治療
作業員間の情報共有不足	4	投薬者から搾乳者への連絡なし

※多くの場合、複数の原因が関与しています



職員体制と緊急連絡先

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長 菅野 宏
次長 黒澤 篤

予防課		指導課	
予防課長	横井 佳寿美	指導課長	倉林 伸明
主査（危機管理）	稲垣 華絵		
専門員	原 希和子		
獣医師	井澤 将規		
獣医師	津坂 健晃		
獣医師	大塚 円花		

【電話】 01634-2-2106（平日）、090-9522-0431（土日・夜間・祝日）

【FAX】 01634-2-4340

【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>